

介護福祉士・社会福祉士修学資金等貸付制度 令和5年度募集要項

社会福祉法人岩手県社会福祉協議会

1 目的

この制度は、介護福祉士（社会福祉士）の資格の取得を目指す学生を支援するために、無利子で修学資金の貸付けを行う制度です。

国が指定した学校又は都道府県知事が指定した介護福祉士養成施設（社会福祉士は、短期養成施設又は一般養成施設のみ対象）（以下「介護福祉士等養成施設」という。）を卒業後、資格を取得し、岩手県内で引き続き5年間（過疎地^{（注1）}では3年間）、介護・相談等の業務（以下「介護等の業務」という。）に従事することで、貸付金の返還が“**全額免除**”になります。

2 貸付対象者

介護福祉士等養成施設に在学し、介護福祉士（社会福祉士）の資格の取得を目指す者であって、次の（1）及び（2）の要件を満たす者とします。ただし、次項「3 貸付内容」に掲げる「国家試験受験対策費」及び「就職準備金」の貸付対象は、これに加え、次の（3）又は（4）の要件を満たす者となります。

（1） 次の①から③までのいずれかに該当する者

- ① 岩手県に住民登録をしている者であって、介護福祉士等養成施設卒業後に岩手県内において介護等の業務に従事しようとする者
- ② 岩手県内の介護福祉士等養成施設の学生であって、卒業後に岩手県内において介護等の業務に従事しようとする者
- ③ 介護福祉士等養成施設の学生となった年度の前年度に岩手県に住民登録をしており、かつ、介護福祉士等養成施設での修学のため岩手県外に転出した者であって、卒業後に岩手県内において介護等の業務に従事しようとする者

（2） 次の①又は②に該当する者であって、家庭の経済状況等から貸付けが必要と認められる者

- ① 学業成績等が優秀と認められる者
- ② 卒業後、中核的な介護職として就労する意欲があり、介護福祉士・社会福祉士資格取得に向けた向学心があると認められる者

（3） 国家試験受験対策費は、卒業年度に介護福祉士国家試験を受験する意思のある者

（4） 就職準備金は、卒業後に岩手県内において介護等の業務に従事しようとする者又は既に就労しているが転職等を希望する場合において貸付けが必要と認められる者（資格取得後も同一事業所に就労し続ける場合を除く。）

3 貸付内容

- （1） 修学資金（月額） 50,000 円以内
- （2） 入学準備金 200,000 円以内（初回に交付）
- （3） 就職準備金 200,000 円以内（最終回に交付）
- （4） 国家試験受験対策費 1 年度当たり 40,000 円以内（介護福祉士のみ）
- （5） 生活費加算 生活保護法による保護の基準に準ずる額^{（注2）}

※ （2）から（4）は、（1）に加算できるものであり、それぞれ単独での申請はできません。

※ （3）について、社会福祉士の場合は、転職等を希望する場合のみ申請可能です。

※ （5）は、生活保護世帯及び生活保護に準じる世帯が対象です。また、日本学生支援機構の給付型奨学金受給予定者は申請できません。

4 貸付期間

養成施設に在学する期間中、半年ごとに決定額の半年分を交付します。

【「高等教育の修学支援新制度」との併用について】

- * 令和2年度から実施されている「高等教育の修学支援新制度（給付型奨学金の支給、授業料・入学金の減免）」（以下「新制度」と、本会の貸付制度を併用する場合、新制度が優先されることから、授業料等の減免額が確定後、修学資金の交付額を決定します。そのため、通常より交付までに時間を要します。
- * 本会の貸付額は、「給付型奨学金の認定区分」及び「授業料等の減免額」の確定後に、養成施設の学則等で定める授業料、入学金から減免の上限額を差し引き、減免後もなお自己負担額が生じる場合に限り、自己負担額の範囲^(注3)において、本会貸付上限額内で利用できます。
- * 「給付型奨学金」を利用する方については、「生活費加算」の申請はできません。
- * 現時点で、令和5年度給付型奨学金採用候補者及び令和5年4月～6月末までに新制度に申込予定の方は、申請は可能ですが、貸付金の交付は、授業料等の減免額が確定してからとなります。
- * 本会の貸付金交付後、新制度による授業料等の減免を受けていることが確認された場合は、交付額と授業料等の減免額との調整を行った上で、重複する貸付金については一括で返還していただきます。

5 貸付金の返還免除

- 介護福祉士等養成施設を卒業した日から1年以内に介護福祉士（社会福祉士）の資格登録を行い、岩手県内において介護等の業務に従事し、かつ、介護福祉士（社会福祉士）の登録日と業務従事開始日のいずれか遅い日から5年（過疎地の場合は3年）の間、引き続き業務に従事した場合、貸付金の返還が免除になります。
- 返還免除の対象となる「介護等の業務」とは、昭和63年2月12日社席第29号社会局長・児童家庭局長連名通知「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格に係る介護等の業務の範囲等について」の別添1に定める職種若しくは別添2に定める職種又は当該施設の長の業務です。（6ページ（注4）を参照）
- 介護福祉士等養成施設を退学した場合や、介護福祉士（社会福祉士）の資格を取得後、規定の期間介護等の業務に従事せず退職した場合等、返還免除の要件を達成できない場合は、貸付金を返還していただきます。

6 申請方法

貸付けを希望する方は、次の書類を在学する介護福祉士等養成施設を通じて、岩手県社会福祉協議会まで提出してください。

※ 別紙「手続きに必要な書類の一覧」参照

(1) 共通書類

① 介護福祉士修学資金等貸付申請書（第1号様式-①）

- * 200円の収入印紙を貼付し、連帯保証人の印で消印が必要となります。（県の収入証紙ではありません。）

② 推薦書（第2号様式-①）

- * 在学する介護福祉士等養成施設の長からの推薦が必要です。

③ 介護福祉士修学資金等貸付における個人情報の取扱いに係る同意書（第16号様式）

- ④ 申請者の住民票抄本（コピーや、戸籍抄本、住民票記載事項証明書等は不可）
 - ⑤ 令和5年度大学等奨学生採用候補者決定通知の写し
 - * 日本学生支援機構（JASSO）の第一種奨学金、第二種奨学金、給付型奨学金のいずれかの奨学金採用候補者として、すでに決定している方のみ
 - ⑥ 日本政策金融公庫の教育ローン等、当制度以外の借入れ又は奨学金等がある場合は、借入の状況が分かる書類の写し
- (2) 連帯保証人に係る書類
- ① 連帯保証人が個人の場合
 - 「(1) 共通書類」のほか、次の書類を提出すること。
 - ア 連帯保証人の住民票抄本（コピーや、戸籍抄本、住民票記載事項証明書等は不可）
 - イ 連帯保証人の所得課税証明書（生活保護世帯は除く。）
 - * 提出期日までに取得できる最新のものを提出してください。
 - * 所得金額が記載されている課税証明書を提出してください。
 - ② 連帯保証人が法人の場合
 - 「(1) 共通書類」のほか、次の書類を提出すること。
 - ア 登記事項証明書（発行後3か月以内のもの）
 - イ 直近2か年の決算書の写し（総括分のみ）
 - * 貸借対照表、及び事業活動収支計算書又は損益計算書
 - ウ 連帯保証に関する法人としての決定が確認できる書類（法人理事会議事録、取締役会議事録の写し等）
 - エ 連帯保証人と申請者との関係を証明する書類（在籍（就労）証明書等）

【連帯保証人の申請について】

- * 申請者が貸付申請時点で成人（18歳以上）の場合は、次の3つの基準をすべて満たす方が連帯保証人となります。（申請者の父又は母であって、次の基準を満たす場合も連帯保証人として申請可能です。）
 - ① 成人の方で独立の生計を営む方
 - ② 貸付申請時点の年齢が65歳未満の方
 - ③ 地方税法第295条第1項に基づく市町村民税が課税されている方
- * 必要に応じて、申請書類のほかに、書類の提出を求めることがあります。
- * 連帯保証人は、貸付けを受けた方が貸付金の返還を行わない場合、全ての返還義務を負担していただきます。

【生活費加算を希望する場合】

- 6 申請方法の(2)、(3)のほか、次の書類を提出してください。
- なお、高等教育修学支援新制度の給付型奨学金を利用している方は申請できません。
- ① 生活保護世帯の場合（ア及びイ）
 - ア 居住地の福祉事務所長意見書
 - イ 生活保護受給証明書
 - ② 生活保護世帯に準ずる世帯の場合（ウ～カのいずれか）
 - ウ 地方税法第295条第1項に基づく市町村民税の非課税証明書
 - エ 地方税法第323条に基づく市町村民税の減免証明書
 - オ 国民年金法第89条又は第90条に基づく国民年金保険料の免除決定通知書
 - カ 国民健康保険法第77条に基づく国民健康保険料の減額免除徴収猶予決定通知書

7 申請期限

令和5年5月12日(金) ※ 期限厳守

※ 介護福祉士等養成施設から当会への提出期限です。介護福祉士等養成施設への提出期限は、各養成施設担当者にご確認ください。

8 貸付決定

貸付けを決定した場合は、介護福祉士等養成施設を通じて、貸付決定通知を送付します。

※ 審査の結果、不承認となる場合があります。また、予算の範囲内で決定します。

9 留意事項

- (1) 社会福祉士修学資金は、短期養成施設及び一般養成施設のみ対象です。福祉系大学（4年制）や短大（2年制）に在学の場合は申請できません。
- (2) 生活福祉資金貸付制度の教育支援資金、母子父子寡婦福祉資金、職業訓練による介護福祉士訓練給付金等、他の国庫補助で実施されているその他貸付事業等との併給はできません。
- (3) 児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付制度との併用はできません。
- (4) 日本政策金融公庫の教育ローンとの併用はできます。
- (5) 日本学生支援機構（JASSO）が実施する奨学金（第一種奨学金又は第二種奨学金）との併用はできません。
※ ただし、「給付型奨学金」を利用する方は、当会の「生活費加算」の申請はできません。
- (6) 「高等教育の修学支援制度（給付型奨学金及び授業料等減免）」に申込みしている方は、授業料等減免額の確定後に交付となります。給付型奨学金の給付額及び授業料等減免額は、半年ごとに本会から養成施設に照会し、確認します。
- (7) 必要に応じ、申請書類のほかに書類の提出を求めることがあります。

10 問合せ先

〒020-0831 盛岡市三本柳 8 地割 1 番 3 ふれあいランド岩手内

社会福祉法人岩手県社会福祉協議会 福祉経営支援部 貸付担当

TEL 019-601-7022（受付時間 9時～17時／土日祝休）

Mail : sisetuka@iwate-shakyo.or.jp

* メールで問合せする場合は、事前に「@iwate-shakyo.or.jp」からのメールを受信できるように設定願います。

● 募集要項・貸付要領・各様式は、岩手県社会福祉協議会ホームページにも掲載しています。

<http://www.iwate-shakyo.or.jp/kenmin/shugaku.html>

→「岩手県民の皆様へ」→「各種貸付制度」内「介護福祉士等修学資金のご案内」

→「様式集」から、必要ページを印刷してご使用ください。

(注1) 過疎地域（枠の中の25市町で従事した場合、3年間で返還免除になります。）

陸前高田市、宮古市、大船渡市、遠野市、釜石市、八幡平市、葛巻町、岩手町、西和賀町、住田町、大槌町、山田町、岩泉町、軽米町、洋野町、一戸町、田野畑村、普代村、野田村、九戸村、一関市、二戸市、花巻市（うち旧大迫町、旧東和町）、久慈市（うち旧山形村）、奥州市（うち旧衣川村）
--

(注2) 生活保護法による保護の基準に準ずる額

(単位：円)

年 齢	級地区分					
	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
19歳以下	42,080	40,190	38,290	36,400	34,510	32,610
20~40	40,270	38,460	36,650	34,830	33,020	31,210
41~59	38,180	36,460	34,740	33,030	31,310	29,590

級地区分の適用地域については、生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）に準ずる。

* 岩手県内の級地区分については、以下のとおりとなります。

2級地-1 盛岡市

3級地-1 宮古市、大船渡市、花巻市、北上市、久慈市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、二戸市、奥州市、滝沢市

3級地-2 上記以外の市町村

(注3) 高等教育の修学支援新制度との併用【例/2年制・区分Ⅰの場合】

就学に係る費用（2年分）		授業料等の減免額（2年分）※3	
入学金 (初年度のみ)	120,000…A	入学金 (初年度のみ)	120,000…A'
授業料	1,200,000…B	授業料	1,180,000…B'
その他経費 (実習費等)	760,000…ア	その他経費 (実習費等)	0
計 2,080,000		計 1,300,000	

* その他経費は減免対象ではありません。

貸付決定額 (2年分の貸付上限額(生活費加算除く))		調整後交付上限額(2年分)	
入学準備金 (初年度のみ)	200,000…C	入学準備金(C-A')	80,000
修学資金 (月額50,000×24か月)	1,200,000…D	修学資金(B-B'+ア)	780,000…D'
国家試験受験対策費	40,000×2	国家試験受験対策費 ※1	40,000×2
就職準備金	200,000	就職準備金 ※2	200,000
計 1,680,000		計 1,140,000	

※1 「国家試験受験対策費」の貸付上限額は40,000円/年度です（併用可のため満額支給）。

※2 「就職準備金」(200,000円)は、卒業年度に交付します（併用可のため満額支給）。

※3 適格認定の判定（修業年限が2年以下の養成校は半期ごと）により、区分（減免額）が変更になった場合、本会の貸付上限額はその都度調整の上、交付となります。

(注4) 返還免除対象業務一覧

	項目1	項目2	分野	業務内容	施設・事業	職種
1	別添 1-1	1	その他	相談援助	保健所(精神障害者に関する相談援助業務)	・精神保健福祉相談員 ・精神保健福祉士 ・精神科ソーシャルワーカー ・心理判定員
2	別添 1-1	2	児童福祉	相談援助	児童相談所	・児童福祉司 ・受付相談員 ・相談員 ・電話相談員 ・児童心理司 ・児童指導員 ・保育士
3	別添 1-1	3	児童福祉	相談援助	母子生活支援施設	・母子支援員(母子指導員) ・少年指導員(少年を指導する職員) ・個別対応職員
4	別添 1-1	4	児童福祉	相談援助	児童養護施設	・児童指導員 ・保育士 ・個別対応職員 ・家庭支援専門相談員 ・職業指導員 ・里親支援専門相談員
5	別添 1-1	5	児童福祉	相談援助	障害児入所施設	・児童指導員 ・保育士 ・児童発達支援管理責任者 ・心理指導担当職員
6	別添 1-1	5	児童福祉	相談援助	障害児通所支援事業を行う施設(児童発達支援センターに限る)	・児童指導員 ・保育士 ・児童発達支援管理責任者 ・心理指導担当職員
7	別添 1-1	6	児童福祉	相談援助	児童心理治療施設	・児童指導員 ・保育士 ・個別対応職員 ・家庭支援専門相談員
8	別添 1-1	7	児童福祉	相談援助	児童自立支援施設	・児童自立支援専門員 ・児童生活支援員 ・個別対応職員 ・家庭支援専門相談員 ・職業指導員
9	別添 1-1	8	児童福祉	相談援助	児童家庭支援センター	・相談員(児童・母子家庭等に対し、福祉に関する相談・助言を行う職員)
10	別添 1-1	9	児童福祉	相談援助	障害児通所支援事業を行う施設(児童発達支援センターを除く)	・児童指導員 ・保育士 ・障害福祉サービス経験者 ・児童発達支援管理責任者 ・機能訓練担当職員(心理指導担当職員に限る) ・訪問支援員(保育士、児童指導員、心理指導担当者職員に限る) ・指導員
11	別添 1-1	10	児童福祉	相談援助	障害児相談支援事業	相談支援専門員
12	別添 1-1	11	その他	相談援助	病院(診療所)	退院後生活環境相談員

	項目 1	項目 2	分野	業務内容	施設・事業	職種
13	別添 1-1	11	その他	相談援助	病院(診療所)	<ul style="list-style-type: none"> ・相談員(医療ソーシャルワーカー等) ※次のアからエまでのすべての相談援助業務を行っている職員 ア: 患者の経済的問題の解決、調整に係る相談援助 イ: 患者が抱える心理的・社会的問題の解決、調整に係る相談援助 ウ: 患者の社会復帰に係る相談援助 エ: 以上の相談援助業務を行うための地域における保健医療福祉の関係機関、関係職種等との連携等の活動
14	別添 1-1	12	障害者福祉	相談援助	身体障害者更生相談所	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者福祉司 ・心理判定員 ・職能判定員 ・ケースワーカー
15	別添 1-1	13	障害者福祉	相談援助	身体障害者福祉センター(A型・B型、在宅障害者デイサービス施設(身体障害者デイサービスセンター)、障がい者厚生センター)	身体障害者に関する相談に応ずる職員
16	別添 1-1	14	障害者福祉	相談援助	精神保健福祉センター	<ul style="list-style-type: none"> ・精神保健福祉相談員(精神障害者に関する相談援助業務) ・精神保健福祉士 ・精神科ソーシャルワーカー ・心理判定士
17	別添 1-1	15	その他	相談援助	救護施設	生活指導員
18	別添 1-1	15	その他	相談援助	更生施設	生活指導員
19	別添 1-1	16	その他	相談援助	福祉事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・査察指導員(指導監督を行う職員) ・現業員・ケースワーカー ・身体障害者福祉司 ・知的障害者福祉司 ・社会福祉主事(老人福祉指導主事) ・社会福祉主事(家庭児童福祉主事) ・家庭相談員(家庭児童福祉に関する相談指導業務に従事する職員) ・面接相談員 ・婦人相談員 ・母子・父子自立支援員 ・「セーフティネット支援対策等事業の実施について」別添 1 の 3(1)に規定する就労支援事業に従事する就労支援員 ・生活保護法第 55 条の 7 第 1 項に規定する被保護者就労支援事業に従事する就労支援員
20	別添 1-1	17	その他	相談援助	婦人相談所	<ul style="list-style-type: none"> ・相談指導員 ・判定員 ・婦人相談員
21	別添 1-1	18	その他	相談援助	婦人保護施設	入所者を指導する職員
22	別添 1-1	19	障害者福祉	相談援助	知的障害者更生相談所	<ul style="list-style-type: none"> ・知的障害者福祉司 ・心理判定員 ・職能判定員 ・ケースワーカー
23	別添 1-1	20	高齢者福祉	相談援助	養護老人ホーム	生活相談員(生活指導員)

	項目 1	項目 2	分野	業務内容	施設・事業	職種
24	別添 1-1	20	高齢者福祉	相談援助	特別養護老人ホーム(地域密着型特別養護老人ホームを含む)	生活相談員(生活指導員)
25	別添 1-1	20	高齢者福祉	相談援助	軽費老人ホーム(A型、B型、ケアハウスを含む)	・主任生活相談員、生活相談員 ・入所者の生活、身上に関する相談及び助言並びに日常生活の世話を行う職員
26	別添 1-1	20	高齢者福祉	相談援助	老人福祉センター(特A型、A型、B型)	相談・指導を行う職員
27	別添 1-1	20	高齢者福祉	相談援助	老人短期入所施設	生活相談員(生活指導員)
28	別添 1-1	20	高齢者福祉	相談援助	老人デイサービスセンター	生活相談員(生活指導員)
29	別添 1-1	20	高齢者福祉	相談援助	老人介護支援センター(在宅介護支援センター)	相談援助業務を行っている相談員
30	別添 1-1	21	その他	相談援助	母子・父子福祉センター	母子及び父子の相談を行う職員、母子相談員(母子の相談を行う職員)
31	別添 1-1	22	高齢者福祉	相談援助	指定介護老人福祉施設(指定地域密着型介護老人福祉施設を含む)	・生活相談員 ・介護支援専門員(配置基準により配置されている資格保有者に限る)
32	別添 1-1	22	高齢者福祉	相談援助	介護老人保健施設	・支援相談員 ・介護支援専門員(配置基準により配置されている資格保有者に限る)
33	別添 1-1	22	高齢者福祉	相談援助	介護医療院	介護支援専門員(配置基準により配置されている資格保有者に限る)
34	別添 1-1	22	高齢者福祉	相談援助	指定介護療養型医療施設	介護支援専門員(配置基準により配置されている資格保有者に限る)
35	別添 1-1	23	高齢者福祉	相談援助	地域包括支援センター	包括的支援事業に係る業務を行う職員(保健師、主任介護支援専門員等)
36	別添 1-1	24	障害者福祉	相談援助	障害者支援施設	・生活支援員 ・就労支援員 ・サービス管理責任者
37	別添 1-1	25	障害者福祉	相談援助	地域活動支援センター	指導員
38	別添 1-1	26	障害者福祉	相談援助	福祉ホーム	管理人
39	別添 1-1	27	障害者福祉	相談援助	障害福祉サービス事業(生活介護を行う施設)	・生活支援員 ・就労支援員 ・サービス管理責任者 ・就労定着支援員 ・地域生活支援員
40	別添 1-1	27	障害者福祉	相談援助	障害福祉サービス事業(自立訓練を行う施設(機能訓練、生活訓練))	・生活支援員 ・就労支援員 ・サービス管理責任者 ・就労定着支援員 ・地域生活支援員
41	別添 1-1	27	障害者福祉	相談援助	障害福祉サービス事業(就労移行支援、認定就労移行支援を行う施設)	・生活支援員 ・就労支援員 ・サービス管理責任者 ・就労定着支援員 ・地域生活支援員
42	別添 1-1	27	障害者福祉	相談援助	障害福祉サービス事業(就労継続支援を行う施設(A型、B型))	・生活支援員 ・就労支援員 ・サービス管理責任者 ・就労定着支援員 ・地域生活支援員

	項目 1	項目 2	分野	業務内容	施設・事業	職種
43	別添 1-1	27	障害者福祉	相談援助	障害福祉サービス事業 (就労定着支援を行う施設)	・生活支援員 ・就労支援員 ・サービス管理責任者 ・就労定着支援員 ・地域生活支援員
44	別添 1-1	27	障害者福祉	相談援助	障害福祉サービス事業 (自立生活援助を行う施設)	・生活支援員 ・就労支援員 ・サービス管理責任者 ・就労定着支援員 ・地域生活支援員
45	別添 1-1	28	障害者福祉	相談援助	一般相談支援事業所	相談支援専門員
46	別添 1-1	29	障害者福祉	相談援助	特定相談支援事業所	相談支援専門員
47	別添 1-2	1	その他	相談援助	生活保護法に規定する授産施設	指導員(作業指導員、職業指導員を除く)
48	別添 1-2	1	その他	相談援助	生活保護法に規定する宿所提供施設	指導員(作業指導員、職業指導員を除く)
49	別添 1-2	2	児童福祉	相談援助	乳児院	・児童指導員 ・保育士 ・個別対応職員 ・家庭支援専門相談員 ・里親支援専門相談員
50	別添 1-2	3	高齢者福祉	相談援助	有料老人ホーム	生活相談員
51	別添 1-2	4	高齢者福祉	相談援助	指定特定施設入居者生活介護を行う施設	生活相談員、計画作成担当者
52	別添 1-2	4	高齢者福祉	相談援助	指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行う施設	生活相談員、計画作成担当者
53	別添 1-2	4	高齢者福祉	相談援助	指定介護予防特定施設入居者生活介護を行う施設	生活相談員、計画作成担当者
54	別添 1-2	5	障害者福祉	相談援助	身体障害者更生援護施設(身体障害者更生施設(肢体不自由者更生施設、視覚障害者更生施設、聴覚・言語障害者更生施設、内部障害者更生施設)、身体障害者療護施設、身体障害者授産施設(入所、通所、小規模通所))	生活支援員(生活指導員)
55	別添 1-2	5	障害者福祉	相談援助	身体障害者福祉工場	指導員
56	別添 1-2	6	障害者福祉	相談援助	精神障害者社会復帰施設(生活訓練施設、授産施設、福祉工場)	・精神保健福祉士 ・精神障害者社会復帰指導員
57	別添 1-2	6	障害者福祉	相談援助	精神障害者社会復帰施設(福祉ホーム)	管理人
58	別添 1-2	7	障害者福祉	相談援助	知的障害者援護施設(更生施設、授産施設、通勤寮、福祉工場)	生活支援員(生活指導員)
59	別添 1-2	8	高齢者福祉	相談援助	高齢者総合相談センター	相談援助業務を行っている相談員
60	別添 1-2	9	その他	相談援助	隣保館	相談援助業務を行っている指導職員
61	別添 1-2	10	その他	相談援助	都道府県社会福祉協議会	・専門員(日常生活自立支援事業) ・その他相談援助業務を行っている職員(主として高齢者、障害者、児童、生活困窮者その他要援護者に対するものに限る。)

	項目 1	項目 2	分野	業務内容	施設・事業	職種
62	別添 1-2	11	その他	相談援助	市(特別区を含む)町村社会福祉協議会	・福祉活動専門員、その他相談援助業務を行っている職員(主として高齢者、障害者、児童、その他の要援護者に対するものに限る。) ・「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」別添 17(日常生活自立支援事業実施要領)5(1)に規定する専門員、その他相談援助業務(主として高齢者、障害者、児童、その他の要援護者に対するものに限る。)
63	別添 1-2	12	児童福祉	相談援助	児童デイサービス事業(障害児通園事業)	相談援助業務を行っている職員(相談員)
64	別添 1-2	13	児童福祉	相談援助	指定発達支援医療機関(肢体不自由児支援施設、重症心身障害児支援施設(医療型児童発達支援センター、独立行政法人国立病院機構若しくは国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターの設置する医療機関であって厚生労働大臣が指定するもの))	・児童指導員 ・保育士
65	別添 1-2	14	障害者福祉	相談援助	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設「のぞみの園」	相談援助業務を行っている指導員・ケースワーカー
66	別添 1-2	15	障害者福祉	相談援助	知的障害者福祉工場	相談援助業務を行っている職員
67	別添 1-2	16	その他	相談援助	刑事施設	・刑務官 ・法務教官 ・法務技官(心理) ・福祉専門官
68	別添 1-2	16	その他	相談援助	少年院	・刑務官 ・法務教官 ・法務技官(心理) ・福祉専門官
69	別添 1-2	16	その他	相談援助	少年鑑別所	・刑務官 ・法務教官 ・法務技官(心理) ・福祉専門官
70	別添 1-2	17	その他	相談援助	地方更生保護委員会	保護観察官、社会復帰調整官
71	別添 1-2	17	その他	相談援助	保護観察所	保護観察官、社会復帰調整官
72	別添 1-2	18	その他	相談援助	更生保護施設	・補導主任 ・補導員 ・福祉職員 ・薬物専門職員
73	別添 1-2	19	その他	相談援助	労災特別介護施設	相談援助業務を行っている指導員
74	別添 1-2	20	児童福祉	相談援助	心身障害児総合通園センター	相談援助業務を行っている職員
75	別添 1-2	21	児童福祉	相談援助	児童自立生活援助事業を行っている施設	相談援助業務を行っている職員
76	別添 1-2	22	児童福祉	相談援助	子育て短期支援事業(短期入所生活援助事業、夜間養護等事業)を行っている、児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院及び保育所等	相談援助業務を行っている職員

	項目1	項目2	分野	業務内容	施設・事業	職種
77	別添1-2	23	その他	相談援助	母子家庭等就業・自立支援センター事業、一般市等就業・自立支援事業を行っている施設	相談援助業務を行っている職員
78	別添1-2	24	児童福祉	相談援助	地域子育て支援拠点事業を行っている施設	相談援助業務を行っている職員
79	別添1-2	25	児童福祉	相談援助	利用者支援事業を行っている施設	相談援助業務を行っている職員
80	別添1-2	26	その他	相談援助	母子・父子自立支援プログラム策定事業を行っている施設	母子・父子自立支援プログラム策定員
81	別添1-2	27	その他	相談援助	就業支援専門員配置等事業を行っている施設	就業支援専門員
82	別添1-2	28	児童福祉	相談援助	重症心身障害児(者)通園事業を行っている施設	・児童指導員 ・保育士
83	別添1-2	29	障害者福祉	相談援助	点字図書館	相談援助業務を行っている職員
84	別添1-2	29	障害者福祉	相談援助	聴覚障害者情報提供施設	相談援助業務を行っている職員
85	別添1-2	30	障害者福祉	相談援助	共同生活介護を行う施設	相談援助業務を行っている職員
86	別添1-2	31	障害者福祉	相談援助	障害福祉サービス事業(療養介護を行う施設)	相談援助業務を行っている職員
87	別添1-2	31	障害者福祉	相談援助	障害福祉サービス事業(短期入所を行う施設)	相談援助業務を行っている職員
88	別添1-2	31	障害者福祉	相談援助	障害福祉サービス事業(重度障害者等包括支援を行う施設)	相談援助業務を行っている職員
89	別添1-2	31	障害者福祉	相談援助	障害福祉サービス事業(共同生活援助を行う施設(精神障害者グループホーム、知的障害者グループホームを含む))	相談援助業務を行っている職員
90	別添1-2	32	児童福祉	相談援助	知的障害児施設(自閉症児施設(第一種、第二種))	・児童指導員 ・保育士
91	別添1-2	32	児童福祉	相談援助	知的障害児通園施設	・児童指導員 ・保育士
92	別添1-2	32	児童福祉	相談援助	盲ろうあ児施設(盲児施設、ろうあ児施設、難聴幼児通園施設)	・児童指導員 ・保育士
93	別添1-2	32	児童福祉	相談援助	肢体不自由児施設(通園・療護)	・児童指導員 ・保育士
94	別添1-2	33	児童福祉	相談援助	重症心身障害児施設	・児童指導員 ・保育士 ・心理指導員(心理指導を担当する職員)
95	別添1-2	34	障害者福祉	相談援助	相談支援事業を行う施設	相談支援専門員
96	別添1-2	35	障害者福祉	相談援助	地域生活支援事業(身体障害者自立支援事業を行っている施設)	相談援助業務を行っている職員
97	別添1-2	36	障害者福祉	相談援助	地域生活支援事業(日中一時支援事業を行っている施設)	相談援助業務を行っている職員
98	別添1-2	36	児童福祉	相談援助	地域生活支援事業(障害者相談支援事業を行っている施設)	相談援助業務を行っている職員
99	別添1-2	36	障害者福祉	相談援助	地域生活支援事業(障害児等療育支援事業を行っている施設)	相談援助業務を行っている職員
100	別添1-2	37	障害者福祉	相談援助	精神障害者地域移行支援特別対策事業を行っている施設	・地域体制整備コーディネーター ・地域移行推進員
101	別添1-2	38	障害者福祉	相談援助	精神障害者地域移行・地域定着支援事業を行っている施設	・地域体制整備コーディネーター ・地域移行推進員

	項目 1	項目 2	分野	業務内容	施設・事業	職種
102	別添 1-2	39	障害者福祉	相談援助	精神障害者アウトリーチ推進事業を行っている施設	相談援助業務を行っている職員(医師、保健師、看護師、作業療法士その他医療法に規定する病院として必要な職員を除く)
103	別添 1-2	40	障害者福祉	相談援助	アウトリーチ事業、アウトリーチ支援に係る事業を行っている施設	相談援助業務を行っている職員(医師、保健師、看護師、作業療法士その他医療法に規定する病院として必要な職員を除く)
104	別添 1-2	41	高齢者福祉	相談援助	指定通所介護を行う施設(基準該当通所介護、指定地域密着型通所介護、指定介護予防通所介護、基準該当介護予防通所介護、第一号通所事業を含む)	生活相談員(生活指導員)
105	別添 1-2	41	高齢者福祉	相談援助	指定短期入所生活介護を行う施設(基準該当短期入所生活介護、指定介護予防短期入所生活介護、基準該当介護予防短期入所生活介護を行う施設を含む)	生活相談員(生活指導員)
106	別添 1-2	42	高齢者福祉	相談援助	指定通所リハビリテーションを行う施設(指定介護予防通所リハビリテーションを行う施設を含む) ※介護老人保健施設において実施されているものに限る。	支援相談員
107	別添 1-2	42	高齢者福祉	相談援助	指定短期入所療養介護を行う施設(指定介護予防短期入所療養介護を行う施設を含む) ※介護老人保健施設において実施されているものに限る。	支援相談員
108	別添 1-2	43	高齢者福祉	相談援助	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行う施設	オペレーター
109	別添 1-2	44	高齢者福祉	相談援助	指定夜間対応型訪問介護を行う施設	オペレーションセンター従業者
110	別添 1-2	45	高齢者福祉	相談援助	指定認知症対応型通所介護を行う施設(指定介護予防認知症対応型通所介護を行う施設を含む) ※ 老人デイサービスセンターを除く	生活相談員(生活指導員)
111	別添 1-2	46	高齢者福祉	相談援助	指定小規模多機能型居宅介護を行う施設(指定介護予防小規模多機能型居宅介護、指定認知症対応型共同生活介護、指定介護予防認知症対応型共同生活介護、指定複合型サービスを行う施設を含む)	介護支援専門員(配置基準により配置されている資格保有者に限る)
112	別添 1-2	47	高齢者福祉	相談援助	指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行う施設	・生活相談員 ・介護支援専門員(配置基準により配置されている資格保有者に限る)
113	別添 1-2	48	高齢者福祉	相談援助	居宅介護支援事業を行っている事業所	介護支援専門員(配置基準により配置されている資格保有者に限る)
114	別添 1-2	49	高齢者福祉	相談援助	介護予防支援事業を行っている事業所、又は第一号介護予防支援事業を行っている事業所)	担当職員

	項目1	項目2	分野	業務内容	施設・事業	職種
115	別添1-2	50	高齢者福祉	相談援助	生活支援ハウス(高齢者生活福祉センター)	生活援助員
116	別添1-2	51	高齢者福祉	相談援助	高齢者の安心な住まいの確保に資する事業を行う「高齢者世話付住宅(シルバーハウジング)」	相談援助業務を行っている生活援助員
117	別添1-2	51	高齢者福祉	相談援助	高齢者の安心な住まいの確保に資する事業を行う「多くの高齢者が居住する集合住宅等」	相談援助業務を行っている生活援助員
118	別添1-2	52	高齢者福祉	相談援助	サービス付き高齢者向け住宅	相談援助業務を行っている相談員、生活援助員
119	別添1-2	53	その他	相談援助	地域福祉センター	相談援助業務を行っている職員
120	別添1-2	54	その他	相談援助	就労支援事業を行っている事業所(自立支援プログラム策定実施推進事業実施要領に規定する事業)	就労支援員
121	別添1-2	55	その他	相談援助	ひきこもり地域支援センター	・ひきこもり支援コーディネーター ・その他相談援助業務を行っている専任の職員
122	別添1-2	56	その他	相談援助	地域生活定着支援センター	相談援助業務を行っている職員
123	別添1-2	57	その他	相談援助	ホームレス総合相談推進業務を行っている事業所	相談援助業務を行っている相談員
124	別添1-2	58	その他	相談援助	ホームレス自立支援センター	生活相談指導員
125	別添1-2	59	その他	相談援助	東日本大震災の被災者に対する相談援助業務を実施する事業所	相談援助業務を行っている職員
126	別添1-2	60	その他	相談援助	被災者見守り・相談支援等事業実施要領に基づき、被災者に対する相談援助業務を実施する事業所	相談援助業務を行っている職員
127	別添1-2	61	その他	相談援助	自立相談支援機関(自立相談支援モデル事業)、家計相談支援モデル事業を行っている事業所	・主任相談支援員 ・相談支援員 ・就労支援員 ・家計相談支援員
128	別添1-2	62	その他	相談援助	生活困窮自立支援相談事業を行っている自立相談支援機関	・主任相談支援員、相談支援員 ・就労支援員 ・就労準備支援担当者 ・家計改善支援員(家計相談支援員を含む)
129	別添1-2	62	その他	相談援助	生活困窮者就労準備支援事業を行う事業所	・主任相談支援員、相談支援員 ・就労支援員 ・就労準備支援担当者 ・家計改善支援員(家計相談支援員を含む)
130	別添1-2	62	その他	相談援助	生活困窮者家計改善支援事業を行っている事業所	・主任相談支援員、相談支援員 ・就労支援員 ・就労準備支援担当者 ・家計改善支援員(家計相談支援員を含む)
131	別添1-2	63	その他	相談援助	被保護者就労支援事業を行っている事業所	就労支援員
132	別添1-2	64	障害者福祉	相談援助	発達障害者支援センター	・相談支援を担当する職員 ・就労支援を担当する職員
133	別添1-2	65	障害者福祉	相談援助	広域障害者職業センター	障害者職業カウンセラー
134	別添1-2	66	障害者福祉	相談援助	地域障害者職業センター	・障害者職業カウンセラー ・職場適応援助者

	項目 1	項目 2	分野	業務内容	施設・事業	職種
135	別添 1-2	67	障害者福祉	相談援助	第1号職場適応援助者助成金又は訪問型職場適応援助者助成金受給資格認定法人	第1号職場適応援助者養成研修又は訪問型職場適応援助者養成研修を修了した職員であって、職場適応援助を行っている者
136	別添 1-2	68	障害者福祉	相談援助	障害者雇用支援センター	障害者の雇用の促進等に関する法律第28条第1号、第2号及び第7号に規定する業務を行う職員
137	別添 1-2	69	障害者福祉	相談援助	訪問型職場適応援助に係る受給資格認定法人	訪問型職場適応援助者養成研修を修了した職員であって、職場適応援助を行っている者
138	別添 1-2	70	障害者福祉	相談援助	障害者就業・生活支援センター	・主任就業支援担当者 ・就業支援担当者 ・主任職場定着支援担当者 ・生活支援担当職員
139	別添 1-2	71	障害者福祉	相談援助	公共職業安定所	・精神障害者雇用トータルサポーター ・発達障害者雇用トータルサポーター ・雇用トータルサポーター(大学等支援分)
140	別添 1-2	72	児童福祉	相談援助	スクールソーシャルワーカー活用事業に基づく教育機関	スクールソーシャルワーカー
141	別添 1-2	73	その他	相談援助	難病相談支援センター	難病相談支援員
142	別添 1-2	74	その他	相談援助	高次脳機能障害者の支援の拠点となる機関	支援コーディネーター
143	別添 1-2	75	その他	相談援助	子ども家庭総合支援拠点	相談援助業務を行っている職員
144	別添 1-2	76	その他	相談援助	母子健康包括支援センター(子育て世代包括支援センター)	母子保健に関する各種の相談に応ずる職員
145	別添 1-2	77	その他	相談援助	地域若者サポートステーション	相談援助業務を行っている職員
146	別添 1-2	78	その他	相談援助	子ども・若者総合相談センター	相談援助業務を行っている職員
147	別添 1-2	79	その他	相談援助	権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりにおいて設置される中核機関	相談援助業務を行っている職員
148	別添 1-2	80	その他	相談援助	基幹相談支援センター	相談援助業務を行っている職員
149	別添 1-2	81	その他	相談援助	家庭裁判所	家庭裁判所調査官
150	別添 1-2	82	その他	相談援助	小児慢性特定疾病児童等自立支援事業を行っている事業所	小児慢性特定疾病児童等自立支援員
151	別添 1-2	83	その他	相談援助	医療的ケア児等とその家族への支援を行っている事業所	医療的ケア児等コーディネーター
152	別添 1-2	84	その他	相談援助	日常生活支援住居施設	・生活支援員 ・生活支援提供責任者
153	別添 1-2	85	その他	相談援助	産後ケア事業を実施する施設	産後ケアに関する相談に応ずる職員
154	別添 1-2	86	その他	相談援助	厚生労働大臣が個別に認めた施設	相談援助業務を行っている相談員 ※ 個別認定にあたっては、別途基準、申請様式があります。事前に岩手県社会福祉協議会へ確認してください。

	項目1	項目2	分野	業務内容	施設・事業	職種
155	別添2	1	児童福祉	介護業務	障害児通所支援事業を行う施設 (児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援)	入所者の保護に直接従事する職員 (職業指導員、心理指導担当職員、作業療法士、理学療法士、聴能訓練担当職員及び言語機能訓練担当職員並びに医師、看護師その他病院として必要な職員を除く)、訪問支援員
156	別添2	1	児童福祉	介護業務	児童発達支援センター	入所者の保護に直接従事する職員 (職業指導員、心理指導担当職員、作業療法士、理学療法士、聴能訓練担当職員及び言語機能訓練担当職員並びに医師、看護師その他病院として必要な職員を除く)
157	別添2	1	児童福祉	介護業務	児童発達支援センター	<ul style="list-style-type: none"> ・介助員(主たる業務が介護等の業務である者) ・看護補助者(主たる業務が介護等の業務である者) ・指導員(児童発達支援、放課後等デイサービス)(主たる業務が介護等の業務である者) ・児童指導員(主たる業務が介護等の業務である者) ・障害福祉サービス経験者(児童発達支援、放課後等デイサービス)(主たる業務が介護等の業務である者)
158	別添2	1	児童福祉	介護業務	障害児入所施設(知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設を含む)	<ul style="list-style-type: none"> ・入所者の保護に直接従事する職員(職業指導員、心理指導担当職員、作業療法士、理学療法士、聴能訓練担当職員及び言語機能訓練担当職員並びに医師、看護師その他病院として必要な職員を除く) ・介助員(主たる業務が介護等の業務である者) ・看護補助者(主たる業務が介護等の業務である者) ・指導員(児童発達支援、放課後等デイサービス)(主たる業務が介護等の業務である者) ・児童指導員(主たる業務が介護等の業務である者) ・障害福祉サービス経験者(児童発達支援、放課後等デイサービス)(主たる業務が介護等の業務である者)
159	別添2	2	障害者福祉	介護業務	身体障害者更生援護施設(身体障害者更生施設・身体障害者療護施設・身体障害者授産施設)	主たる業務が介護等の業務である者
160	別添2	2	障害者福祉	介護業務	地域活動支援センター	主たる業務が介護等の業務である者
161	別添2	2	障害者福祉	介護業務	障害者支援施設	主たる業務が介護等の業務である者
162	別添2	3	その他	介護業務	救護施設	介護職員、介助員(主たる業務が介護等の業務である者)
163	別添2	3	その他	介護業務	更生施設	介護職員、介助員(主たる業務が介護等の業務である者)

	項目 1	項目 2	分野	業務内容	施設・事業	職種
164	別添 2	4	高齢者福祉	介護業務	老人デイサービスセンター	介護職員、介護従事者、介護従業者、介助員(主たる業務が介護等の業務である者)
165	別添 2	4	高齢者福祉	介護業務	老人短期入所施設	介護職員、介護従事者、介護従業者、介助員(主たる業務が介護等の業務である者)
166	別添 2	4	高齢者福祉	介護業務	特別養護老人ホーム	介護職員、介護従事者、介護従業者、介助員(主たる業務が介護等の業務である者)
167	別添 2	5	障害者福祉	介護業務	共同生活介護(ケアホーム)	主たる業務が介護等の業務である者
168	別添 2	6	障害者福祉	介護業務	障害福祉サービス事業(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助)	訪問介護員、ホームヘルパー、ガイドヘルパーなど主たる業務が介護等の業務である者(サービス提供責任者としての業務は対象外)
169	別添 2	7	障害者福祉	介護業務	児童デイサービス	主たる業務が介護等の業務である者
170	別添 2	8	高齢者福祉	介護業務	指定訪問介護	訪問介護員、ホームヘルパー
171	別添 2	8	高齢者福祉	介護業務	指定介護予防訪問介護	訪問介護員、ホームヘルパー
172	別添 2	8	高齢者福祉	介護業務	第一号訪問事業	訪問介護員、ホームヘルパー
173	別添 2	9	高齢者福祉	介護業務	指定訪問看護	看護補助者(主たる業務が介護等の業務である者)
174	別添 2	9	高齢者福祉	介護業務	指定介護予防訪問看護	看護補助者(主たる業務が介護等の業務である者)
175	別添 2	10	高齢者福祉	介護業務	指定通所介護(指定療養通所介護を含む)	介護職員(主たる業務が介護等の業務である者)
176	別添 2	10	高齢者福祉	介護業務	指定地域密着型通所介護	介護職員(主たる業務が介護等の業務である者)
177	別添 2	10	高齢者福祉	介護業務	指定介護予防通所介護	介護職員(主たる業務が介護等の業務である者)
178	別添 2	10	高齢者福祉	介護業務	指定短期入所生活介護	介護職員(主たる業務が介護等の業務である者)
179	別添 2	10	高齢者福祉	介護業務	指定介護予防短期入所生活介護	介護職員(主たる業務が介護等の業務である者)
180	別添 2	10	高齢者福祉	介護業務	第一号通所事業	介護職員(主たる業務が介護等の業務である者)
181	別添 2	11	高齢者福祉	介護業務	指定訪問入浴介護	介護職員(主たる業務が介護等の業務である者)
182	別添 2	11	高齢者福祉	介護業務	指定介護予防訪問入浴介護	介護職員(主たる業務が介護等の業務である者)
183	別添 2	12	高齢者福祉	介護業務	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護	訪問介護員、ホームヘルパー(サービス提供責任者としての業務は対象外)
184	別添 2	13	高齢者福祉	介護業務	指定夜間対応型訪問介護	訪問介護員、ホームヘルパー(サービス提供責任者としての業務は対象外)
185	別添 2	14	高齢者福祉	介護業務	指定認知症対応型通所介護	介護職員(主たる業務が介護等の業務である者)
186	別添 2	14	高齢者福祉	介護業務	指定介護予防認知症対応型通所介護	介護職員(主たる業務が介護等の業務である者)

	項目 1	項目 2	分野	業務内容	施設・事業	職種
187	別添 2	15	高齢者福祉	介護業務	指定小規模多機能型居宅介護	介護従業者(主たる業務が介護等の業務である者)
188	別添 2	15	高齢者福祉	介護業務	指定介護予防小規模多機能型居宅介護	介護従業者(主たる業務が介護等の業務である者)
189	別添 2	16	高齢者福祉	介護業務	指定認知症対応型共同生活介護	介護従業者(主たる業務が介護等の業務である者)
190	別添 2	16	高齢者福祉	介護業務	指定介護予防認知症対応型共同生活介護	介護従業者(主たる業務が介護等の業務である者)
191	別添 2	17	高齢者福祉	介護業務	指定看護小規模多機能型居宅介護(複合型サービス)	介護従業者(主たる業務が介護等の業務である者)
192	別添 2	18	高齢者福祉	介護業務	指定通所リハビリテーション(デイケア)	介護職員(主たる業務が介護等の業務である者)
193	別添 2	18	高齢者福祉	介護業務	指定介護予防通所リハビリテーション	介護職員(主たる業務が介護等の業務である者)
194	別添 2	18	高齢者福祉	介護業務	指定短期入所療養介護	介護職員(主たる業務が介護等の業務である者)
195	別添 2	18	高齢者福祉	介護業務	指定介護予防短期入所療養介護	介護職員(主たる業務が介護等の業務である者)
196	別添 2	19	高齢者福祉	介護業務	指定特定施設入居者生活介護	介護職員(主たる業務が介護等の業務である者)
197	別添 2	19	高齢者福祉	介護業務	指定地域密着型特定施設入居者生活介護	介護職員(主たる業務が介護等の業務である者)
198	別添 2	19	高齢者福祉	介護業務	指定介護予防特定施設入居者生活介護	介護職員(主たる業務が介護等の業務である者)
199	別添 2	20	高齢者福祉	介護業務	指定介護老人福祉施設	介護職員(主たる業務が介護等の業務である者)
200	別添 2	20	高齢者福祉	介護業務	指定地域密着型介護老人福祉施設	介護職員(主たる業務が介護等の業務である者)
201	別添 2	21	高齢者福祉	介護業務	養護老人ホーム	主たる業務が介護等の業務である者
202	別添 2	21	高齢者福祉	介護業務	軽費老人ホーム(ケアハウス)	主たる業務が介護等の業務である者
203	別添 2	21	高齢者福祉	介護業務	有料老人ホーム	主たる業務が介護等の業務である者
204	別添 2	21	高齢者福祉	介護業務	介護老人保健施設	主たる業務が介護等の業務である者
205	別添 2	22	高齢者福祉	介護業務	サービス付き高齢者向け住宅	主たる業務が介護等の業務である者
206	別添 2	23	高齢者福祉	介護業務	指定介護療養型医療施設	介護職員等その他主たる業務が介護等の業務である者
207	別添 2	24	高齢者福祉	介護業務	介護医療院	介護職員等その他主たる業務が介護等の業務である者
208	別添 2	25	高齢者福祉	介護業務	介護力を強化した病棟又は診療所	看護補助者であって、主たる業務が介護等の業務である者
209	別添 2	26	その他	介護業務	病院又は診療所	看護補助者であって、主たる業務が介護等の業務である者
210	別添 2	27	その他	介護業務	訪問看護を行う事業所	看護補助者であって、主たる業務が介護等の業務である者
211	別添 2	28	その他	介護業務	国立ハンセン病療養所	介護職員等その他主たる業務が介護等の業務である者
212	別添 2	29	その他	介護業務	家政婦紹介所(個人の家庭において介護等の業務を行う場合に限る)	家政婦(個人の家庭において就業し、その主たる業務が介護等の業務である者)
213	別添 2	30	その他	介護業務	労災特別介護施設	介護職員(主たる業務が介護等の業務である者)

	項目 1	項目 2	分野	業務内容	施設・事業	職種
214	別添 2	31	障害者福祉	介護業務	重症心身障害児(者)通園事業	入所者の保護に直接従事する職員 (施設長、医師、看護師及び理学療法、作業療法、言語療法等担当職員を除く)
215	別添 2	32	障害者福祉	介護業務	在宅重度障害者通所援護事業	主たる業務が介護等の業務である者
216	別添 2	33	障害者福祉	介護業務	知的障害者通所援護事業	主たる業務が介護等の業務である者
217	別添 2	34	障害者福祉	介護業務	地域生活支援事業実施要綱に基づく「身体障害者自立支援」を行っている施設	主たる業務が介護等の業務である者
218	別添 2	34	障害者福祉	介護業務	地域生活支援事業実施要綱に基づく「生活サポート」を行っている施設	主たる業務が介護等の業務である者
219	別添 2	35	障害者福祉	介護業務	地域生活支援事業実施要綱に基づく「移動支援事業」を行っている施設	主たる業務が介護等の業務である者 及び訪問入浴サービスの介護職員
220	別添 2	35	障害者福祉	介護業務	地域生活支援事業実施要綱に基づく「日中一時支援」を行っている施設	主たる業務が介護等の業務である者 及び訪問入浴サービスの介護職員
221	別添 2	35	障害者福祉	介護業務	地域生活支援事業実施要綱に基づく「盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業」を行っている施設	主たる業務が介護等の業務である者 及び訪問入浴サービスの介護職員
222	別添 2	36	その他	介護業務	地域福祉センター	主たる業務が介護等の業務である者
223	別添 2	37	その他	介護業務	原子爆弾被爆者養護ホーム	介護職員
224	別添 2	38	その他	介護業務	原子爆弾被爆者デイサービス事業	介護職員
225	別添 2	38	その他	介護業務	原子爆弾被爆者ショートステイ事業	介護職員
226	別添 2	39	その他	介護業務	原爆被爆者家庭奉仕員派遣事業	原爆被爆者家庭奉仕員
227	別添 2	40	その他	介護業務	介護等の便宜を供与する事業を行う者に使用される者	主たる業務が介護等の業務である者

(R4.5.27 付 社援発 0520 第 2 号 (R5.1.12 岩手県社協版))

※ 主たる業務が介護等の業務でないことが明確な職種

【例】: 相談員、警備員、運転手、用務員、清掃員、あん摩マッサージ指圧師

※ 看護補助者のうち、空床時のベッドメイキングや検体の運搬など、間接的な業務のみに従事する方は対象となりません。

※ 岩手県内に設置されていない施設・事業所も掲載していますのでご注意ください。

※ 返還免除対象業務の内容は変更になる場合があります。